

## 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

制定 平成 25 年 12 月 18 日 こ保対 第 380 号（副市長決裁）

最近改正 令和 8 年 3 月 18 日 こ保対 第 1080 号（局長決裁）

### （目的）

第 1 条 保育士の人材確保を図るため、保育士の宿舎借り上げを実施するための費用の補助を行うことにより、保育士の人材確保や離職防止を図ることを目的とする。

2 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （用語の定義）

第 2 条 この要綱において「保育所等」とは、次の各号のいずれかに該当し、市内に所在する施設をいう。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律 第 77 号）第 2 条第 6 項の規定により、認定を受けた認定こども園
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下この条において「法」という。）第 35 条第 4 項の認可を受けた認可保育所
- (3) 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う事業所
- (4) 法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う事業所
- (5) 法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う事業所
- (6) 横浜保育室認可移行計画書事務取扱要領（平成 25 年 12 月制定）に基づき移行計画の承認を受けた横浜保育室

### （補助事業の内容等）

第 3 条 保育所等を経営する者による保育士用宿舎借り上げを支援するために、必要な費用の一部を補助する。

### （補助金交付対象者）

第 4 条 補助金の交付対象は、保育所等を経営する者であつて、次の各号の全てに該当する者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

- (1) 保育士宿舎（以下、「補助対象施設」という。）を借上げていること。
  - (2) 雇用した保育士（以下、「補助対象保育士」という。）を前号の補助対象施設に居住させていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、保育所等を経営するものが、横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 22 日横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号の暴力団員等、同条第 5 号の暴力団経営支配法人等又は同条第 7 条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるときは、補助の対象としない。

(補助対象施設の要件)

第5条 補助対象施設は、補助対象保育士を居住させるため補助対象事業者が借り上げている居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに付帯する工作物その他の施設（以下「宿舎」という。）とする。ただし、次の各号に該当する場合は、対象とならない。

- (1) 補助対象事業者（法人の場合は、役員を含む）又は補助対象保育士本人、補助対象保育士の配偶者（事実婚含む）若しくは補助対象保育士の3親等以内の親族が所有又は賃貸する場合
- (2) 賃貸借契約書の貸主の住所が、宿舎の住所と同一である場合
- (3) その他市長が宿舎として不適切と認める場合

2 補助対象施設は、原則として市内施設とする。ただし、特段の理由がある場合は、市外施設も対象とする。

(補助対象保育士の要件)

第6条 補助対象保育士は、保育所等に勤務する常勤保育士のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助対象事業者の雇用開始日が属する会計年度から起算して、10年目の会計年度末までの者
- (2) 月120時間以上保育に従事している者
- (3) 次のア、イ、ウのいずれかを満たす者。ただし令和6年度以前における横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業又は他の市町村（特別区を含む。）で実施する保育士宿舎借り上げ等に類する事業の利用は考慮しない。

ア 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業又は他の市町村（特別区を含む。）で実施する保育士宿舎借り上げ等に類する事業を利用したことがない者。

イ 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業を同一事業者において継続して利用する者。なお、次に掲げる者は、継続して利用する者とみなす。

(ア) 産前産後休業、育児休業及び介護休業並びに病気休業等を理由に横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業の利用を中断した後に、同一事業者で復職し、宿舎の利用を再開する者

(イ) 同一事業者内で自治体をまたいだ人事異動により、途切れることなく他の市町村（特別区を含む。）で実施している保育士宿舎借り上げ等に類する事業を利用している者

(ウ) 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業又は他の市町村（特別区を含む。）で実施する保育士宿舎借り上げ等に類する事業を利用し、人事異動によって市内外の企業主導型保育事業等、横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業に定める補助対象外施設に勤務する等により、利用を中断した後、保育所等に再度勤務し、宿舎の利用を再開する者

(エ) 定年退職後、同一事業者で引き続き再雇用され、途切れることなく宿舎を利用する者

ウ 事業者都合による解雇、ハラスメント、犯罪被害等本人の責によらないやむを得ない事情により、横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業又は他の市町村（特別区を含む。）で実施する保育士宿舎借り上げ等に類する事業の利用を中断し、別事業者において利用を希望する者であつて、「本人の責によらないやむを得ない事情」が、公的機関が発行する書類等により客観的に証明できる者

- 2 補助対象事業者が合併、事業譲渡その他組織再編を行った場合であっても、前項第1号の雇用開始日は、補助対象事業者最初に雇用された日を基準とする。
- 3 第1項第3号イ及びウに該当する者に係る同項第1号の雇用開始日については、横浜市又は他の市町村（特別区を含む。）で保育士宿舎借り上げ等に類する事業を初めて申請した時の雇用開始日が継続するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する常勤保育士は、補助対象保育士としない。
  - (1) 横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱（平成18年1月制定）第8条第1号に規定する施設長
  - (2) 補助対象事業者から住居手当等を支給されている者
  - (3) 平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者
  - (4) 横浜市幼保連携型認定こども園設置認可・確認等要綱第10条第1号に規定する園長
  - (5) 横浜市認定こども園認定・確認等要綱第8条に規定する園の長
  - (6) 横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱第6条第2項に規定する施設長。ただし、常態として保育のローテーションに入っている場合を除く
  - (7) 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第23条第1項に規定する家庭的保育者
  - (8) 横浜保育室事業実施要綱第5条第4号に規定する施設長

#### （補助対象期間）

- 第6条の2 補助対象とする期間は、本市の一会計年度内において年度開始から年度終了までとし、一か月を単位とする。ただし、第9条第1項に定める提出期限に係る申請以後の月しか対象としない。
- 2 補助対象期間は前項で定める期間のうち、補助対象保育士が月の初日から末日まで補助対象施設に居住した月とする。
  - 3 第9条の2に基づく申請における補助対象期間は、提出期限に係る申請以後の月しか対象としない。ただし、補助対象施設の契約の更新、補助対象施設以外の施設への転居、補助対象保育士の退職等により第8条で算定した補助金額を減額する場合は、変更事由が発生した月に遡って対象とする。

#### （補助対象経費）

- 第7条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象保育士向け宿舎借り上げにかかる費用のうち、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 賃借料
  - (2) 共益費及び管理費
  - (3) その他市長が認めるもの

#### （補助金の算定基準）

- 第8条 市長は、予算の範囲内において、次により算出した額を補助対象事業者に補助することが

できることとする。

- 2 一戸当たりの補助金の額は、補助対象経費の合計金額と別表に定める算定基準額を比較し、低い金額に4分の3を乗じて得た額とする。なお、補助対象事業者が、補助対象保育士から補助対象経費の合計金額の一部を徴収している場合は、補助対象経費の合計金額から徴収金額を控除した額と別表に定める算定基準額を比較し、低い金額に4分の3を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

#### (交付申請)

第9条 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書(第1号様式、別紙1及び別紙2)に、次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象事業者ごとに、市長が定める期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 補助金規則第5条第2項第1号に基づく書類

横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業計画書(第2号様式)

- (2) 補助金規則第5条第2項第3号に基づく書類

横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業収支予算書(第3号様式)

- 2 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、不動産賃貸借契約書(写し)、保育士証(写し)とする。
- 3 補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類の添付は省略するものとする。

#### (変更申請)

第9条の2 補助対象事業者は、交付申請後に、申請内容に変更が生じた場合には、横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付変更申請書(第10号様式及び別紙)に次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象事業者ごとに、市長が定める期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 申請内容の変更が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

#### (交付決定通知)

第10条 市長は、第9条及び第9条の2に基づく申請書類を審査し、適正と認められる場合には、横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付決定通知書(第4号様式)をもって、補助対象事業者に通知する。

- 2 市長は、第9条及び第9条の2に基づく申請書類を審査し、適正と認められない場合には、横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金不交付決定通知書(第5号様式)をもって、補助対象事業者に通知する。

#### (申請の取下げの期日)

第11条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の通知を受けた日から起算して7日後の日までとする。

(実績報告)

第12条 補助金規則第14条第1項の規定により市長が定める事業実績報告の期限は、事業年度が終了した日又は事業が中止となった日の翌日から7日以内とする。

2 補助金規則第14条第1項の規定により市長が定める事業実績報告に用いる書類は、次の各号に定める書類を用いなければならない。

(1) 補助金規則第14条第1項第1号に基づく書類

横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金実績報告書(第6号様式及び別紙)

(2) 補助金規則第14条第1項第2号に基づく書類

横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業収支決算書(第7号様式)

3 市長が必要と認める補助金実績報告書への添付書類は、不動産賃貸借契約書(写し)、保育士証(写し)、補助対象経費の支払確認の取れる物件借上げに係る経費支払書(領収書等)(写し)とする。ただし、提出書類のうち第9条第1項、同条第2項及び第9条の2で定める資料と同一の場合は、提出を省略できる。

4 補助金規則第14条第1項第3号に規定する書類の添付は省略するものとする。

5 市長は、必要があると認めるときは、事業の執行の状況等に関し、補助対象事業者から報告を求めることができる。

(補助金額の確定通知)

第13条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付額確定通知書(第8号様式)により行うものとする。

(補助金交付の時期及び請求)

第14条 補助金交付請求する時期は、申請者が、第13条で定める補助金額確定通知を受けた後とする。

2 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求に用いる書類は、横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金請求書(第9号様式)とする。

(補助金交付の時期の例外)

第15条 補助金規則第17条の規定により、事業完了前に補助金の一部を交付することができるのは、各四半期終了後に第14条に定める請求書、横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業実績経過報告書(第13号様式)及び補助対象経費の支払確認の取れる物件借上げに係る経費支払書(領収書等)を市長が定める期日までに提出され、事業実施内容が確認されたときとする。

(補助金の経理)

第16条 補助対象事業者は、本要綱に基づく補助金を受領したときは、補助金規則に基づき、適正に管理し、本事業の実施に係る経費以外にこれを流用してはならない。

(補助金の返還等)

第17条 市長は、補助金の交付を受けた者が、前条に違反したと認められる場合、必要な手続きや

書類の提出を行わない場合、若しくは本市の指導に従わない場合には、交付済みの補助金の全部又は一部について、返還を命じることができるとともに、当該年度中に交付が見込まれる補助金の交付を差し止めることができる。

- 2 市長は交付の決定を受けた者が、第4条第2項に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(関係書類の保存)

第18条 補助対象事業者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(警察本部への照会)

第19条 市長は、必要に応じ申請者又は第10条の決定を受けた者が、第4条第2項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(郵送書類の受理日)

第20条 本事業において、提出期限に定めのある書類を郵送する場合は、市長が書類を受理した日を受理日とする。

(調査への協力)

第21条 市長は、本事業の効果検証のため必要と認めるときその他本事業のために必要と認めるときは、この要綱に基づき補助金の交付を受けた者に対し、資料の提出その他必要な調査を行うことができる。この場合において、補助金の交付を受けた者は、当該調査に協力するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月4日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、施行の日から適用する。

別表

補助対象経費	算定基準
賃借料 共益費（管理費）	1戸当たり月額8万2千円
上記のほか特に必要とするもので、 市長が認めたもの	

- ※ 交付決定後、補助対象施設から他の補助対象施設への転居又は補助対象施設の契約更新により補助対象経費が変更する場合は、変更前後の補助対象経費についてそれぞれ日割りにより計算し、その合計額を上記算定基準額と比較する。

- ※ 補助対象経費を当該月の日数で除して得た額に補助対象日数を乗じて得た額と、実際に支払った額と比較して、少ない方の額を当該月の補助対象経費とする。
- ※ 複数の補助対象保育士を居住させることを目的に補助対象施設を1件の賃貸借契約で契約し、補助対象保育士毎の金額の内訳が明らかでない場合は、原則として当該賃貸借契約に係る補助対象経費の総額を当該契約戸数で除して得た額と上記算定基準額と比較して、少ない方の額を一戸当たりの当該月の補助対象経費とする。